

プレスリリース  
シティグループ・インク  
2008年10月9日

シティ、ワコビアとの取引についてウェルズ・ファーゴとの交渉を打ち切る

シティは引き続き、害意に基づく契約違反及び不法行為上の契約妨害による  
損害賠償及び懲罰的損害賠償を求める

「十分な自己資本」を維持しており、自らの事業及びリスク管理戦略を継続

ニューヨーク — シティは、本日、ワコビアに関する件について数日間にわたる協議を行った結果、ウェルズ・ファーゴと合意に至らなかったことを発表しました。当事者の取引のストラクチャーと内在するリスクに対する見方が著しく相違したため、相互に受け入れ可能な合意に至ることはできませんでした。

シティは「当社は、大統領と協議の上で全ての連邦銀行規制当局及び財務長官による支援を受けた取引であり、金融システムの緊張を避け、当社の株主の利益を図るために当社が入念に計画してきたこの歴史的な取引に関与してきたことを誇りに思っています。」と述べました。

シティの取引は、これをシティは今でも完了させる意欲を有していますが、シティグループに対するリスクを限定し、シティグループの株主に対して価値を生み出しつつ、ワコビアの持株会社の債務とその銀行子会社を保護するものでした。この取引はまた、シティグループが引き受けなかったワコビアの持株会社の負債についてシティグループをリスクにさらすことなく、ワコビアの株主及びその他の持株会社のステークホルダーの多大な価値を守るものでした。最終的に、シティグループは、連邦預金保険公社（FDIC）が提供することに合意した不測の損失への保護と引換えに、FDIC に対し 120 億ドルを支払うこと及び最高 420 億ドルの損失を負担することに合意しました。

シティは「当社がこの取引を行う意向を示さなかったとしたら、何千億ドルもの価値が深刻な危機にさらされたことでしょう。当社は、他社が撤退したときに支援に乗り出しました。そして今、当社の株主は、生み出された取引の機会を、不当かつ違法に奪われています。」と述べました。

シティは、ワコビア、ウェルズ・ファーゴ、及び両社の役員、取締役、外部顧問等に対し、害意に基づく違反及び不法行為上の契約妨害につき法律上確固たる請求権を有していると考えています。シティグループは、株主のために、これらの損害賠償請求を厳しく追求していく予定です。但し、シティグループは、ワコビアとウェルズ・ファーゴとの合併の禁止については求めないことを決定しています。

シティの最高経営責任者ビクラム・パンディットは以下のように述べています。「当社がワコビアとの取引を求めたのではなく、取引はワコビアから当社に持ちかけられたものです。当社は引き続き当社のグローバルでの強みに投資していくことに注力しています。当社は、本件及びその他の最近の取引において採用した基準と同じ基準を引き続き今後の買収機会においても適用してまいります。当社は、当社の5つのコア事業への集中を一層進めるとともに、引き続き強固な資本、及び費用管理の継続的な向上に支えられたリスク管理を実現してまいります。当社は、世界有数の金融機関としてのシティの地位を確固たるものとするを約束します。」

「シティのグローバルかつ総合的な銀行モデルは強く支持されてまいりました。シティは、大規模かつ幅広い預金基盤を有しており、強固な資本比率、安定した流動性及び極めて大規模な資産を有しています。この強みは、会社のリスク管理への約束とともに、今期においてもシティを魅力的な取引相手としています。」とパンディットは述べています。

###

## シティ

シティは、約2億の顧客口座を有し、世界100カ国以上に展開する世界有数のグローバルな金融機関です。顧客、企業、政府及び機関投資家を対象として、個人向け銀行業務、消費者金融、法人・投資銀行業務、証券業務、資産管理の分野において、幅広い金融商品やサービスを提供しています。シティの主要なブランドには、シティバンク、シティファイナンシャル、プライメ리카、スミス・バーニー、バナメックス及び日興が含まれます。詳しくは、[www.citigroup.com](http://www.citigroup.com)又は[www.citi.com](http://www.citi.com)をご覧ください。

本発表に関する日本国内の連絡先：  
シティグループ・インク代理人  
長島・大野・常松法律事務所  
弁護士 杉本文秀  
電話：03-3511-6133（直通）